

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条の規定に違反しているので、当該船舶の所有者、その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者」という。)に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに河川区域外へ除去しない時は、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者、若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

(行政不服審査法第82条による教示)

この処分を受けた者は、この処分に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

処分の取り消しの訴えは、この処分があつたことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、処分があつたことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決があつたことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

記

- ・ 河 川 名 一級河川吉野川水系旧吉野川
- ・ 所 在 ①徳島県板野郡板野町川端字南川岸地先
②徳島県板野郡板野町西中富字中須地先
- ・ 行 為 の 内 容 河川区域内における船舶等の放置
- ・ 対 象 船 舶 船舶2隻(添付資料のとおり)
- ・ 除 却 期 限 平成28年 12月14日
- ・ 本件に関する問い合わせ先
〒770-8554
徳島市上吉野町3丁目35
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課
TEL 088-654-9270
- 〒771-1201
徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所
TEL 088-692-5355

国四整德河占調第 57号
平成 28年 11月 15日

河川管理者 国土交通省 四国地方整備局長
名波 義昭

